交通安全コラム vol.67

住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

自転車保険に入っていますか?

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生しています。佐賀県では、自転車保険（自転車損害賠償保険等）の加入について努力義務となっています。万が一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

▽自転車事故での高額賠償事例

事故の概要	賠償額
坂道を下ってきた小学５年生の少年の自転車が、歩行中の 60 代女性と衝突し、歩行中の女性が、意識不明の重体となった。（平成 25 年７月判決　神戸地裁）	約 9,500 万円
高校生が、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突し、会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（平成 20 年６月判決　東京地裁）	約 9,300 万円

▽自転車保険に加入しているか確認しましょう！

- 自転車損害賠償責任保険等に加入している
- 点検整備した自転車に、点検日から１年以内の TS マークが貼られている

はい → 加入済みです

いいえ → 次のいずれかに加入している
自動車保険／各種共済・火災保険／会社等の団体保険
傷害保険／ PTA の保険／クレジットカード付帯の保険

はい → 加入済みです

いいえ → 自転車事故に対応する賠償責任補償が、基本補償または特約としてついている

はい → 加入済みです

いいえ → 未加入です！

分からない → 保険証券を用意して、保険会社に確認してください

ついている → 加入済みです

ついていない → 未加入です！

※保険の種類によって、損害賠償の対象や条件はさまざまです。補償内容によっては、より手厚い保険への加入が必要な場合もあります。加入している人も、補償内容を再度確認しましょう。

消費生活コラム vol.63

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

子供に持たせるスマホには ペアレンタルコントロール機能を

事例 ▷ 中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この５カ月間で約５万円がオンラインゲームのアプリで使われていたことが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。（当事者：中学生）

ひとこと助言 ▷

★フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。

★子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。

★保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。

★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。
（佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188）

（参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報　第 213 号より）